

徳島県立近代美術館における 博物館実習生受け入れ要領

徳島県立近代美術館は、博物館法施行規則第1条による「博物館実習」の単位を当館における実習によって修得しようとする学生(以下「実習生」という)を、次の要領により受け入れるものとする。

1. 実習生

(1) 受け入れ基準

- ①原則として、徳島県内在住及び帰省先が徳島県内にある学生に限る。ただし、徳島県内所在の大学の学生で、在宅地で実習を受けられない者については、この限りではない。
- ②専攻については問わないが、当館は近現代美術を取り扱う美術館であるので、これらを専攻もしくは卒業論文で扱う学生を優先する。
- ③大学に附属博物館のある学生は、原則として受け入れない。

(2) 受け入れ人数

- ①当館で受け入れる実習生の人数は、原則として20名以内とする。
- ②希望者が受け入れ人数を越えた場合は、優先事項等を考慮して選考を行う。

2. 受け入れ手順

(1) 受付

- ①当該年度の5月15日まで受け付ける。
- ②受付は、原則として大学が発行した依頼状をもって行う。ただし、この時期に大学が依頼状を発行出来ない者については、本人の依頼状をもってこれに代えることができる。
- ③電話での申し込みは受けない。

(2) 承諾書(内諾書を含む)の発行

- ①5月15日以降、決裁を得て発行する。
- ②本人の依頼状をもって受け付けていた場合は、承諾書受領後すみやかに、大学発行の文書を当館に送付すること。

3. 実習の時期

- ①7月下旬から8月下旬の間に実施する。
- ②実習期間は5日間とし、具体的な日時については申し込み状況によって決定し、承諾書発行の時に通知する。

4. 実習生への連絡

実習当日の集合場所、持ち物、その他実習生への連絡については、大学を通して行う。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。